

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応した所得税、法人税及び相続税等の関係税目についての改正を行うとともに、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする試験研究費の増加額に係る税額控除制度等の創設、情報基盤強化税制の延長等の法人関係税制の改正、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合に寄附金控除の適用を認める制度の創設等の中小企業関係税制の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の廃止、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例の創設等の金融・証券税制の改正、土地の売買等に係る登録免許税の特例の改正、特定の断熱改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設等の土地・住宅税制の改正並びに非居住者等に対する利子所得の課税の見直し等の国際課税の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。